

## 七尾市給水管凍結防止対策費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、宅内の老朽化した露出給水管の更新及び保温材設置に要する費用を助成することにより、宅内給水管の凍結を防止し漏水被害の抑制を図ることを目的として、七尾市補助金交付規則（平成16年七尾市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、七尾市から給水を受けるための給水装置（七尾市水道事業給水条例（平成16年七尾市条例第241号。以下「条例」という。）第2条に規定する給水装置をいう。）を所有する者又は使用する者とする。ただし、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。

### (助成金の交付対象経費及び助成金の額等)

第3条 助成金の交付対象経費は、宅内の老朽化した露出給水管の更新工事及び保温材設置工事に要した費用とし、助成金の額は、予算の範囲内において当該費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の工事は、条例第6条に規定する指定給水装置工事事業者が施工した工事とする。

3 助成金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

(1) 量水器の口径が13ミリメートル又は20ミリメートルの場合 5万円

(2) 量水器の口径が25ミリメートル以上の場合 10万円

4 助成金の交付は、物件1件につき1回を限度とする。

### (助成金の交付申請)

第4条 交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、七尾市給水管凍結防止対策費助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 工事内容がわかるもの（明細書など様式は問わない。）

(2) 当該工事個所の写真（施工前）

2 前項に定める申請の期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとし、3月

末日までに工事を完了しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請内容を審査し、適正と認めるときは、七尾市給水管凍結防止対策費助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付対象者は、露出給水管の更新工事及び保温材設置工事が完了したときは、七尾市給水管凍結防止対策費助成金交付実績報告書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 露出給水管の更新工事及び保温材設置工事の領収書の写し
- (2) 工事内容がわかるもの（明細書など様式は問わない。）
- (3) 当該工事個所の写真（施工後）

(助成金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、報告内容を審査し、適正と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、七尾市給水管凍結防止対策費助成金確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の通知を受けた交付対象者は、助成金を請求しようとするときは、七尾市給水管凍結防止対策費助成金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けたと認められる者に対して、助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。